

## 競争参加停止措置及び取引停止措置の概要

1-1 競争参加停止措置業者名 所在地及び競争参加停止措置期間	別紙のとおり
1-2 取引停止措置業者名 所在地及び取引停止措置期間	別紙のとおり
2 停止措置の範囲	首都高速道路株式会社所掌区域内
3 事実概要	<p>①極東開発工業(株)、新明和工業(株)は、公正取引委員会により、令和7年9月24日、特定特装車製品の販売価格に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。</p> <p>②日本トレクス(株)、東邦車輌(株)は、公正取引委員会により、令和7年9月24日、特定トレーラの販売価格に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。</p>
4 停止措置理由	「競争参加停止措置準則」(平成17年準則第22号) 別表第2第4号(独占禁止法違反行為)

〈競争参加停止措置準則別表第2〉

措置要件	期 間
(独占禁止法違反行為)  4 東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方をして不適当であると認められるとき(次号及び第11号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内

1-1

別紙

業者名	所在地	競争参加停止措置期間
新明和工業株式会社	兵庫県宝塚市新明和町1-1	2025年12月3日～2026年2月2日(2か月)

1-2

業者名	所在地	取引停止措置期間
極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号	
日本トレクス株式会社	愛知県豊川市伊奈町南山新田350番地	2025年12月3日～2026年2月2日(2か月)
東邦車輛株式会社	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地	